

# 世田谷区精神障害者ピアサポート活動団体補助事業

“地域にあったら良いなと思うピアサポート活動”、“こんなピアサポート活動に参加したい”を一緒に叶えませんか？

## 1 はじめに

世田谷区は「住み慣れた地域で支えあう」地域共生社会の実現に向けて、障害のある人もない人も自分らしい生活を安心して継続するための取り組みの1つとして、精神障害者ピアサポート活動（以下「ピアサポート活動」という）を推進しています。

ピア（peer/仲間、対等）+サポート（支える）= ピアサポート活動

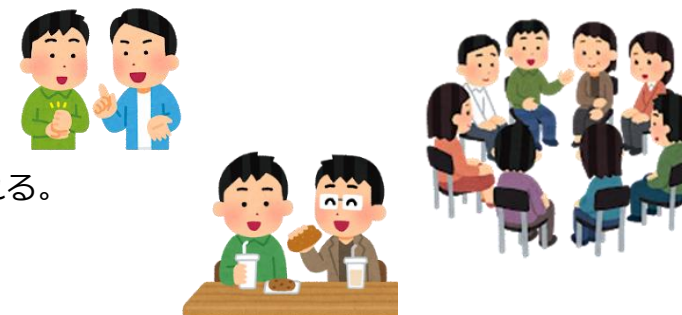
### ピアサポート活動：自身の障害や病気の経験を活かし大切にしながら行う様々な活動

- 同じく障害や疾病がある仲間に対する活動
- 地域、広く区民への啓発、理解促進

「ピアサポート活動」では、同じ障害や病気の経験がある仲間に対する支え合いを大切に考えていますが、その活動内容は様々です。例えば、仕事として同じ障害や疾病がある人の気持ちに共感しながら支援する活動や、茶話会などで同じような経験や趣味・関心のある人たちが集まって自然発生的に互いに支え合いが起きる活動など幅広くあります。

世田谷区が目指しているピアサポート活動の姿は、次のようなものです。

- ピアサポート活動の内容に優劣はない。どの活動も社会にとって等しく価値があり、尊重される。
- 個々の強みや希望、経験や心身の状況に応じて、本人がさまざまな活動の中から選択できる。



世田谷区では、地域におけるピアサポートの取り組みを増やしていくために、令和4年12月より、ピアサポート活動を実施する団体に補助金を交付します。このたび、補助金を活用するピアサポート活動団体を募集します。

## 2 目的

世田谷区民が住み慣れた地域でともに支え合う地域共生社会の実現させる手助けになること

そのために・・・

- ①区内在住の精神障害又は精神疾患の既往歴がある方同士の交流や支え合いの活動を促進する。
- ②世田谷区精神障害者ピアサポーター養成・活躍支援事業において登録されたピアサポーター（以下「登録ピアサポーター」という。）の活動の機会を確保する。

参考：ピアサポーター養成・活躍支援事業とは

**目的：**自身の障害や病気の経験を活かし、仲間として支え合い、活動する精神障害者ピアサポーターを養成し、希望する地域の活動先等で活躍するための支援を行うことにより、精神障害の当事者支援に効果的な役割を果たすことが可能なピアサポーターが活躍する、「住み慣れた地域で支えあう」地域共生社会を推進することを目的とする。

**対象者：**精神障害又は精神疾患の経験がある者で、ピアサポーターの担い手となることを希望する18歳以上の区民

### 3 補助金の対象となる活動

世田谷区内において、1回あたり概ね1時間以上、主に世田谷区民を対象（※）とし、広く参加を募り自主的に行う活動で、次に掲げるいずれかに該当する活動です。 ※1回の活動あたりの区民の参加が50%以上とする。

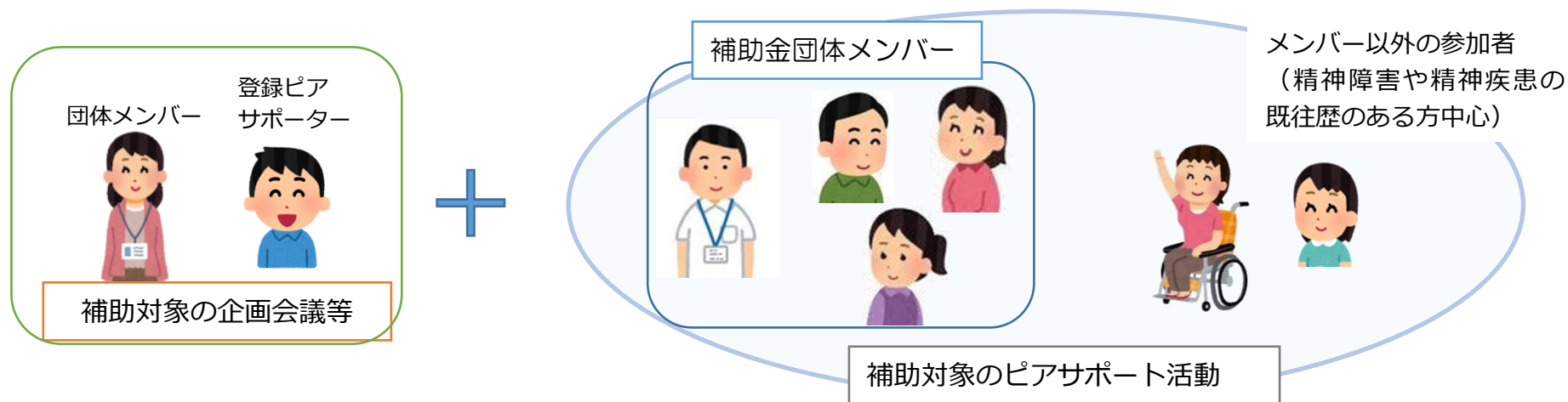
- (1) ピアサポートの視点から企画されたプログラムを含む活動
- (2) (1)に係る活動について、登録ピアサポーターと協同して行う企画会議等の活動。
- (3) その他、地域におけるピアサポート活動の促進や、精神障害者等の心身の安定に寄与すると区長が認めた活動。

※この事業でいう「ピアサポート」とは、「区内在住の精神障害者等が、同じ障害又は病気の経験を共有し、支え合うこと」とします。

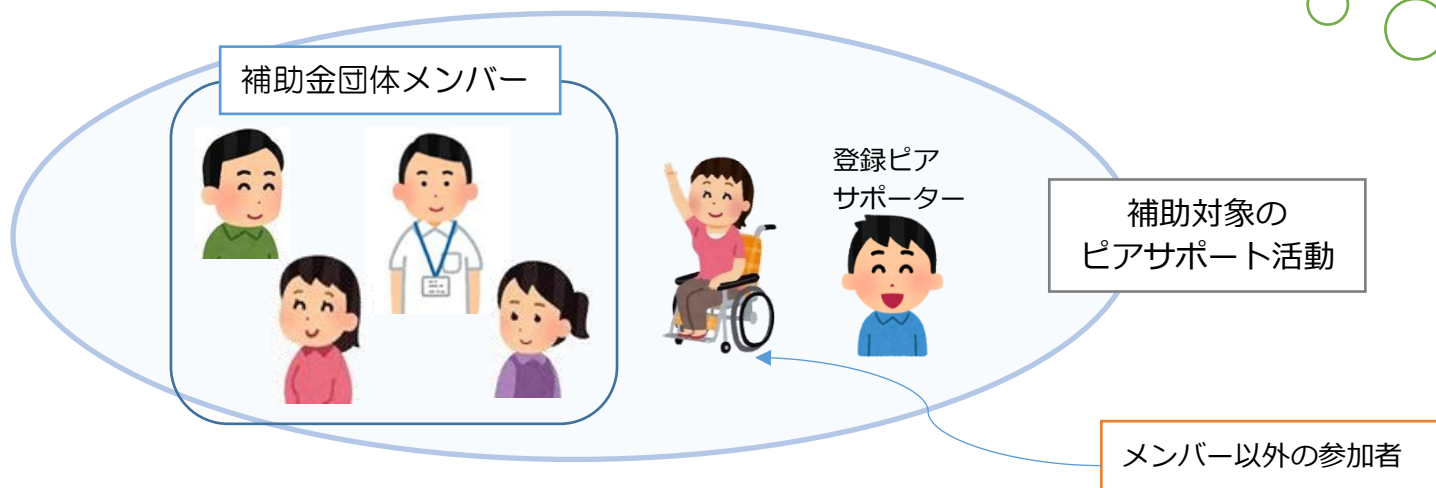
※ただし、以下の①～④に掲げる活動は該当しません。

- ①営利を目的とする活動 ②政治活動又は宗教活動 ③公の秩序または善良の風俗に反する活動
- ④他の助成金や委託料等を受け、又は受けることになっている活動

(活動イメージ①) 登録ピアサポーターと企画会議+ピアサポート活動

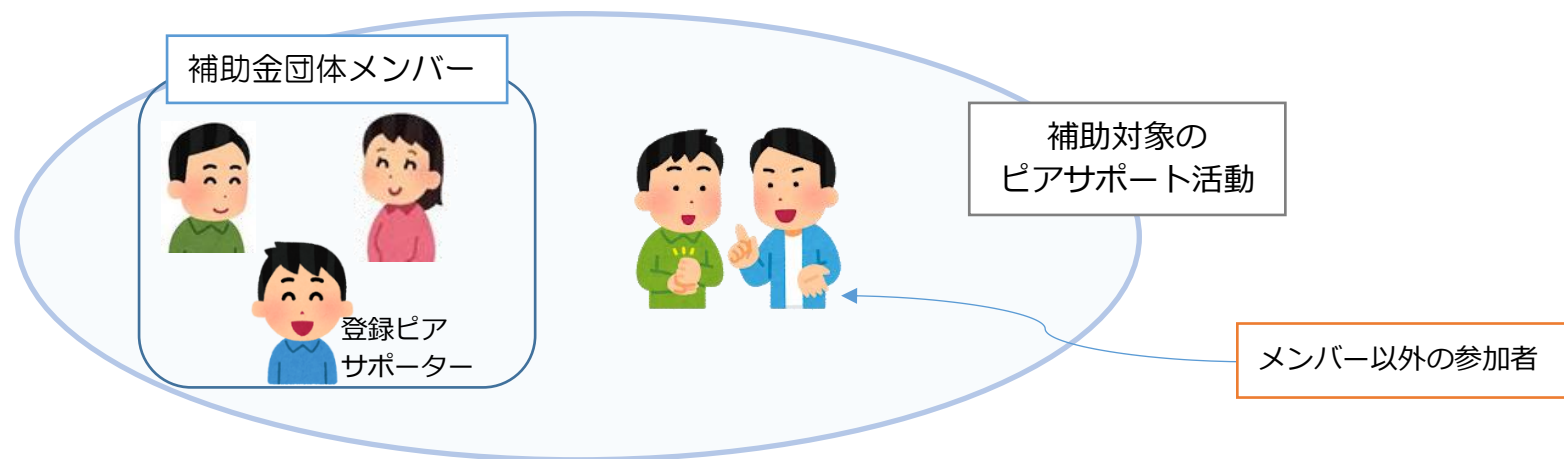


(活動イメージ②) ピアサポート活動のみ。活動に登録ピアサポーターが参加



活動イメージはほんの一例です。詳しくはお問い合わせください。

(活動イメージ③) ピアサポート活動のみ。登録ピアサポーターが団体メンバー



## <ピアサポート活動例>

同じような経験や趣味・関心のある人たちが集まって行う、茶話会（オンライン開催を含む）、勉強会、散歩、レクリエーション、鑑賞など

例1) 夕方のんびりおしゃべり会。

毎月第1・第3水曜日の夕方5時～7時まで、施設を活動場所として、各自お弁当持参でのんびりおしゃべり会。

例2) 音楽好き集まれジュークボックスの会。

グループホームの共有スペースで毎月1回夕方に、参加者のリクエストに応じて音楽を流し、好きな音楽を聴きながら語り合う会。

例3) お絵描きアートの会。

おしゃべりしながらでも、黙々と自分と向き合っても構いません。月1回、就労継続支援施設の閉館時を使って活動します。

例4) オンラインで話そう会。

外に出るのは億劫だけど、ちょっと覗いてみようかなでもOKです。好きな食べ物の話でもしませんか。

例5) 当事者による「語る会」あれこれ。

「統合失調症を語ろう会」「一人ぐらしを語ろう会」「近所の騒音について語ろう会」など。

例6) 家族向けの「語る会」。「家族の対応」「親亡き後」など。

当事者が、当事者家族達に向けて当事者の本音を語る。

#### 4 補助金交付の対象となる団体

補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 世田谷区内に団体の活動拠点を有すること。
- (2) 3名以上で構成され、そのうち1名以上が精神障害者支援の実績を有すること。
- (3) 団体の活動目的を明らかにしていること。
- (4) 営利又は政治活動もしくは宗教活動を目的としていないこと。

#### 5 補助金交付の対象となる経費

補助金交付の対象となる経費は、次に掲げるものとします。

※ただし、個人所有となり個人の利益となる物品購入経費は対象としません。

- (1) 補助活動の開始、団体の立ち上げに要する準備費
- (2) 補助活動の実施に必要な消耗品や資材等の購入に要する経費
- (3) 補助活動の運営に要する経費
- (4) 補助活動の実施のための施設利用に要する経費
- (5) 補助活動参加者、支援者、ボランティア等の賠償責任保険、傷害保険等の保険料に要する経費
- (6) その他、区長が必要と認めた経費

## 6 補助金交付額の上限

補助金の交付額は、次に掲げる金額の合計とします。

事業内容	上限額（1団体あたり）	交付額
補助活動の開始、団体の立ち上げに要する経費 （5.(1)に係る経費）	25,000円 ※初回のみ、1回限り	実支出額と上限額を比較して少ない方の額
消耗品等の購入費、運営に係る経費 （5.(2)～(6)に係る経費）	活動1回あたり12,000円 年度内上限24回	実支出額と上限額を比較して少ないほうの額
登録ピアサポーターと協同して行う企画会議等の活動	1回あたり5,000円 年度内上限2回	

※補助金の交付額総額は、予算の定める額を限度とする。

## 7 補助活動の実施期間

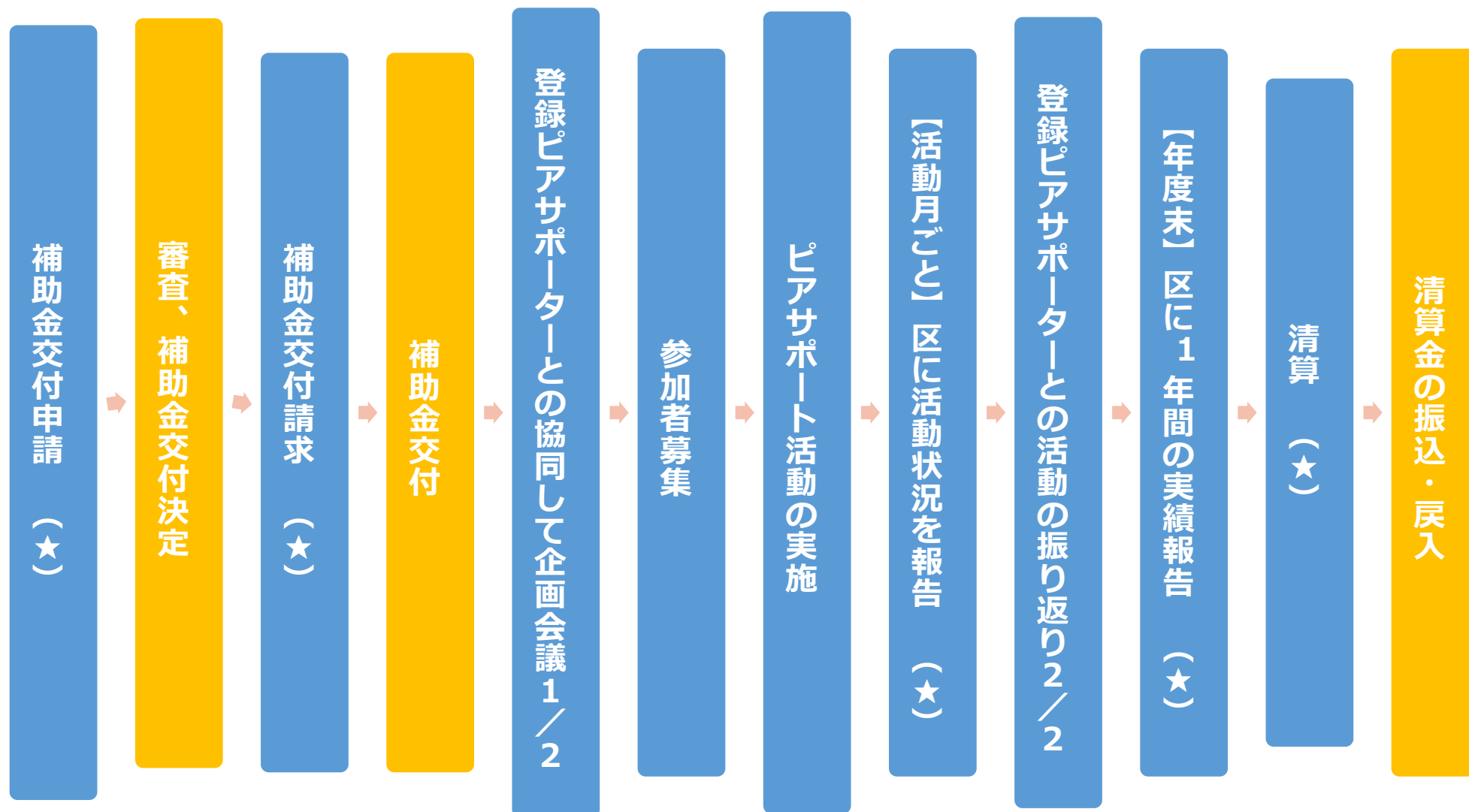
令和4年12月1日から令和7年3月31日

## 8 募集团体数

5団体程度

## 9 申請から活動までの流れ

(★) 区に書類の提出が必要です。





## 1 0 補助金交付申請期間

令和4年12月1日（木曜日）から

## 1 1 申請手続き

下記の指定の必要書類を、障害福祉部障害保健福祉課（「11 担当窓口」参照）へ提出ください。

**提出書類** 世田谷区精神障害者ピアサポート活動団体補助事業補助金交付申請書（第1号様式）

\* 書類提出後、活動の計画及び方法が補助活動の目的を達成するかを確認し、概ね1週間程度で補助金の交付可否決定について文書でお知らせします。

## 1 2 活動報告と補助金交付

交付決定を受けた団体へ、補助金交付請求を行っていただいた上で、補助金を交付します。

その後、活動月ごとに活動報告書を、年度末には実績報告書をご提出いただきます。詳細は交付決定通知発送時にご案内します。

## 1 3 担当窓口

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所第2庁舎3階

世田谷区障害福祉部 障害保健福祉課 障害保健福祉担当

（電話 03-5432-2386、ファクシミリ 03-5432-3021）